

# 「あいちの農林水産フェア」委託業務企画提案募集要項

## 1 目的

あいちの農林水産フェア実行委員会（以下、「実行委員会」という）が、「あいちの農林水産フェア」（以下、「フェア」という）を開催し、名古屋市内において県産農林水産物及びその加工品の紹介・販売、体験の機会を提供することで、作り手と利用者の交流を通じて、農林水産業への理解促進と地産地消の推進を図る。

## 2 委託者

あいちの農林水産フェア実行委員会（以下、「実行委員会」という）

## 3 委託業務の内容

フェアの企画から設営、撤去までの開催、及び県民への周知など広報の実施。  
詳細は別記の委託業務仕様書のとおり。

## 4 契約条件

### (1) 形態

委託契約とする。

### (2) 契約期間

契約締結日から 2027 年 1 月 15 日まで

### (3) 支払限度額

5,744,000 円（税込）

### (4) 支払方法

精算払いとする。

### (5) 契約保証金

愛知県財務規則第 129 条の 2 に準じ、契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。あるいは、愛知県財務規則第 129 条の 3 第 3 号の規定に準じ、全額免除とする。（契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき）

### (6) その他

企画提案に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。また、提案内容等を勘案して委託料を決定するため、契約額が見積額と同じになるとは限らない。

## 5 応募資格

国内における消費者向けの催事業務に精通しており、農林水産物や食品の商品 PR、展示販売の企画・運営や体験イベントの実施に豊富な経験を有するなど、優れた企画力、技術力、ノウハウ等を持っている法人で、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 「令和 8・9 年度愛知県入札参加資格者名簿」登録業者で、業務（大分類）「03. 役務の提供等」のうち、以下の営業種目の取扱内容すべてに登録（現在申請中で契約締結時に登録が見込まれるものを含む）されており、かつ、愛知県内に本社、支社又は営業所があること。

(中分類) 「03. 映画等製作・広告・催事」

(小分類) 「02. 広告」のうち

(細分類) 「01. 広告企画・代行」

(小分類) 「03. 催事」のうち

(細分類) 「01. イベント企画」, 「02. 会場設営」, 「03. 展示」

(小分類) 「04: デザイン」のうち

(細分類) 「01: デザイン」

- (3) 企画提案書の提出期限において、県から指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと、または民事再生法に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を目的とした法人でないこと。

## 6 応募方法等

### (1) 提出書類

- ア 企画提案書 (様式 1) 及び添付資料 (類似業務の実績書・見積書)
- イ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書 (様式 2)
- ウ 会社の概要がわかる資料 (資本金、従業員数等の記載のあるもの)
- エ 定款又は寄付行為
- オ 直近 3 か年の決算報告書
- カ 国税及び地方税について滞納がないことの証明書

### (2) 提出部数

8 部 (正本 1 部、副本 7 部)

※ただし、ウ、エ、オ、カの書類は正本 1 部のみの提出でよい。

### (3) 提出期限

2026 年 6 月 25 日 (木) 午後 3 時 (必着)

### (4) 提出方法

持参又は郵送 (簡易書留等追跡可能なもの)

持参の場合は、土日祝日を除く、平日午前 10 時から午後 3 時までとする。

### (5) 提出先及び応募に関する問合せ先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸 3 丁目 1 番 2 号 愛知県西庁舎 5 階

あいちの農林水産フェア実行委員会事務局 (農業水産局農政部食育消費流通課)

担当 伴、村瀬、後藤

電話 052-954-6434 (ダイヤルイン)

メール shokuiku@pref.aichi.lg.jp

### (6) その他

- ア 応募は 1 者 1 案とする。
- イ 応募資格を有さない者、または不備のある提出資料は受理しない。
- ウ 資料の提出費用は、応募者の負担とする。また、提出資料は返却しない。
- エ 提出資料に係る個人情報、当業務の目的に限って利用し、厳重に管理する。
- オ 採用された企画提案書の著作権は実行委員会に帰属するものとする。

カ 提出された企画提案書は委託先決定のための資料であり、正式な企画書は実行委員会と協議の上、決定する。

キ 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- (ア) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- (イ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (ウ) 募集要項に違反すると認められる場合

## 7 委託業務説明会の開催

希望者を対象に、以下のとおり説明会を開催する。

(1) 日時

2026年6月10日（水）午前11時から正午まで

(2) 場所

オンライン会議

(3) 説明会申込期限

2026年6月9日（火）午後3時まで

(4) 申込方法

以下から出席申込フォームにアクセスし、必要事項を記入の上、送信すること。

<https://forms.cloud.microsoft/r/5E376J6Mtu>

※説明会前日までにオンライン会議のアクセスに必要な情報を申込者に開示予定。

(5) その他

説明会への出席は応募の必須条件ではないが、できる限り出席すること。また、欠席により不利益を受けられてもその責任を負わない。なお、1者あたりの最大出席者数は2名とする。

## 8 提案の審査・選定

(1) 審査方法

実行委員会が設置する以下の審査会においてプレゼンテーション審査を行う。

ア 日時

2026年6月29日（月）午前10時から正午まで

イ 会場

愛知県西庁舎5階 海区漁業調整委員会会議室

ウ 方法

提出書類のみを使用して、1者あたり10分間のプレゼンテーション後、10分間の質疑応答を行う。審査は非公開とし、審査の経過等に関する問合せには応じない。また、異議申し立ても一切認めない。

(2) 審査基準

審査会においては、以下の項目について評価し、総合的な審査を行う。

ア 業務実施体制等について

- (ア) 実施体制の的確性、実効性
- (イ) 類似業務の実績等について

イ 業務実施内容について

- (ア) 業務目的との整合性

- (イ) 提案内容の卓越性、独創性
- (ウ) 提案内容が具体的で実現可能か
- ウ 業務の効果について
  - 県産農林水産物等の魅力を発信する効果が高く、今後の活動に資する発展性のある内容となっているか
- エ 委託業務経費について
  - 経費項目や金額の妥当性
- オ 社会的価値の実現に資する取組について
  - (ア) 環境マネジメントシステムの導入
    - ISO14001、エコアクション 21、KES、エコステージのいずれかの環境マネジメントシステムの認証を受けていること。
  - (イ) 自動車エコ事業所の認定
    - 自動車エコ事業所の認定を受けていること。
  - (ウ) あいち生物多様性企業認証
    - あいち生物多様性企業認証を受けていること。
  - (エ) 障害者法定雇用率の達成
    - 障害者雇用状況の報告義務がある事業主で障害者法定雇用率を達成していること。  
なお、障害者雇用状況の報告義務がない事業主である場合も加点対象とする。
  - (オ) 協力雇用主の登録及び保護観察対象者等の雇用
    - 名古屋保護観察所に協力雇用主としての登録を受け、保護観察対象者等（同一人物）を継続して3か月以上雇用していること。
  - (カ) 障害者就労施設等からの調達実績
    - 障害者就労施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）があること。
  - (キ) 女性の活躍促進宣言の提出
    - 女性の活躍促進宣言を提出していること。
  - (ク) あいち女性輝きカンパニーの認証
    - あいち女性輝きカンパニーの認証を受けていること。
  - (ケ) えるぼし認定（プラチナえるぼし認定を含む）
    - 女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定〔プラチナえるぼし認定を含む〕）を受けていること。
  - (コ) 愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録
    - 愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録を受けていること。
  - (サ) あいちっこ家庭教育応援企業への賛同
    - あいちっこ家庭教育応援企業賛同書を提出していること。
  - (シ) くるみん認定（トライくるみん認定及びプラチナくるみん認定を含む）
    - 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定〔トライくるみん認定及びプラチナくるみん認定を含む〕）を受けていること。
  - (ス) 愛知県休み方改革マイスター企業の認定
    - 愛知県休み方改革マイスター企業の認定を受けていること。
  - (セ) エコモビリティライフの推進
    - あいちエコモビリティライフ推進協議会に加入し、エコ通勤優良事業所の認証を受けていること。

- (ウ) 安全なまちづくりと交通安全の推進  
愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業の登録を受け、活動報告書を提出していること。
  - (エ) 健康づくりの推進  
愛知県健康経営推進企業の登録を受けていること。
  - (オ) 取引適正化の推進  
パートナーシップ構築宣言を公表していること。
- (3) 結果の通知  
審査後すみやかに、応募者それぞれに対して審査結果をメールで通知する。
- (4) 選定  
審査会の審査結果を受け、実行委員会が委託先を選定する。
- (5) 契約  
選定した委託先と、支払限度額の範囲内で交渉の上、契約する。  
なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。
- (6) 留意事項  
応募件数が4件を超えた場合は、審査会に先立ち、以下により実行委員会事務局職員による予備審査を行う。なお、予備審査は非公開とする。
- ア 提出書類についての書面審査を行う。
  - イ 審査基準は審査会に準じて行う。
  - ウ 応募について順位を付け、上位4件を審査会へ付議する。
  - エ 予備審査の順位は、審査会での審査に影響を与えないものとする。
  - オ 実行委員会事務局は予備審査後すみやかに、応募者それぞれに対し、審査会に付議する、またはしない旨をメールで通知するものとする。